

令和4年7月29日
第1回平塚市人権施策推進協議会

平塚市人権施策推進協議会について（概要）

1 設置根拠

平塚市附属機関設置条例、平塚市人権施策推進協議会規則

2 内 容

人権尊重の視点による施策推進のガイドラインとして、人権施策推進の基本理念、基本目標、市の基本姿勢及び人権課題に対する施策推進の方向性を定めた「平塚市人権施策推進指針」の改定に際し、人権施策の推進に関する事項等について広く意見を求めるもの。

3 開 催

任期中、4回の開催を予定し、1回2時間程度平日開催を想定しているが、開催日や時間範囲、協議の進め方等は、委員の協議で決定する。

4 委 員

- ・市が委嘱、任期は2年（令和4年5月1日から令和6年4月30日まで）
- ・10人 学識経験者、神奈川県弁護士会、平塚市国際交流協会、平塚商工会議所女性会、一般社団法人神奈川人権センター、平塚市民生委員児童委員協議会、平塚市人権擁護委員協会、平塚市障がい者団体連合会、公募市民